

令和4年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和4年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 繰入金			4,000
	1 繰入金		4,000
2 財産収入			99,400
	1 財産売払収入		99,400
3 市債			246,600
	1 市債		246,600
歳	入	合	計
			350,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得費		246,718
	1 用地取得費	246,718
2 公債費		103,182
	1 公債費	103,182
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	350,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 246,600	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直し地方公 を行つた後 に金融機関 において、 は、資金に 当該見直し 後、利率の 見及)	年以内 2	年以内 2	半年満期一 元元利括 均均等償 還償還	市財政その他の都合によ り、償還期間及び据置期間を 短縮し、もしくは繰上償還を し、又は借換えることができ るものとし、借入先の融通条 件があるときは、これに従う ことができる。 なお、借入先の都合その他 により起債前借又は翌年度に 繰越して借入れることができ る。